

令和3年2月4日

保護者の皆様

県立神奈川総合産業高等学校長

国における緊急事態宣言延長に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、令和3年2月2日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、10都府県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、令和3年3月7日まで延長されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請があったことから、県教育委員会では、次のとおり引き続き対応することとなりました。

**【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】**

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように校長は、カリキュラム等の検討を進める。
- 感染防止対策を講じて、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。
- 卒業式については、感染防止対策を講じて実施する。
- 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。  
大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、校長は県教委と協議する。
- 修学旅行等については、延期又は中止する。
- 入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

※本校においては、引き続き、PHR、授業開始時刻は変更せず、**授業終了時刻を19時50分**といたします。

なお、今後変更する場合は、改めてお知らせします。

※これまで、生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用、食時等の食事場面の感染防止対策の徹底等をお願いしてきましたが、保護者におかれても引き続きご指導くださるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先  
副校長 重本  
電話 (042) 742-5706 (直通)  
FAX (042) 740-2857